

1 目的

世界農業遺産に認定された阿蘇の風土が有する価値や魅力を「食」の面から広く発信することで、阿蘇地域世界農業遺産に関する理解醸成と、阿蘇の循環型農業システムの維持・継続に貢献する消費行動の拡大及び阿蘇産農林畜産物(*)の付加価値向上を図ることを目的とする。

(*) 阿蘇産農林畜産物

阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村の7市町村で生産される米等の穀物、野菜、果物、特用林産物（きのこ等）、肉、乳製品等又はそれらを原材料とする加工品をいう。

2 委託業務内容

下記の各企画等に係る一切の業務とする。

- (1) 「世界農業遺産阿蘇グルメフェア」の開催
- (2) 「ASO GIAHS FOOD アンバサダー」等と連携したPRイベントの実施
- (3) その他自由提案事項

【特記事項】

- (1) 「世界農業遺産阿蘇グルメフェア」（以下「グルメフェア」という）の開催

ア グルメフェア実施期間及び規模について

(ア) 名称

世界農業遺産阿蘇グルメフェア

ただし、県が認める場合は、上記名称を変更することができる。

(イ) 開催時期

契約締結後～令和7年（2025年）11月の間に延べ2ヶ月以上。

ただし、県が認める場合は、契約期間の範囲内において、実施時期を変更することができる。なお、具体的な開催時期は提案すること。

(ウ) 開催規模

県内の飲食店、旅館・ホテル等を中心に40店舗以上で開催すること。

イ 業務内容

(ア) 企画立案・実施運営

- ・ 目的に沿ったイベントの企画立案、運営及び必要な調整を行うこと。
- ・ 円滑に実施できる体制を作ること。

(イ) グルメフェア参加店舗の募集、管理及び連絡調整

- ・ 令和6年度に開催した「世界農業遺産阿蘇グルメフェア」の参加店舗をはじめ、阿蘇産農林畜産物を使った料理提供に意欲のある店舗や阿蘇地域の物産館等を対象に、参加店舗を幅広く募集すること。

- ・参加店舗に対し、グルメフェア開催にあたり必要なマニュアルの作成及び配布や説明等を行うこと。
 - ・消費者がグルメフェア参加店舗の情報を容易に収集できるよう Google マイマップに情報を登録すること。なお、実施に当たっては、グルメフェア参加店舗から情報掲載及び公開について事前に承諾を得ること。
- (ウ) グルメフェア参加店舗等を紹介するチラシ及びポスターの作成、配布
- a チラシ
 - 作成部数：5, 000部以上
 - 印刷色数：フルカラー
 - その他規格：サイズやページ数等の詳細は提案すること。
 - b ポスター
 - 作成部数：100枚以上
 - 印刷色数：フルカラー
 - その他規格：サイズ等の詳細は提案すること。
 - c 配布業務
 - グルメフェア参加店舗、行政機関の他、効果的と思われる場所で設置及び配布を行うこと。なお、配布場所及び部数は提案すること。
- (エ) 広報・集客業務
- グルメフェアへの集客を図るため、グルメフェア開始前や期間中において、周知・宣伝に係る企画（PR イベントの実施や上記（ウ）以外の広報等）を実施すること。
- (オ) グルメフェア参加店舗に対するアンケート調査
- グルメフェア終了後、参画店舗に対し、参加満足度等に関するアンケート調査を実施すること。なお、調査項目は県と協議の上決定する。
- (カ) その他
- グルメフェアの参加者等を対象に景品等（スタンプラリーを実施する際の抽選プレゼント等）を提供する場合、購入に係る費用は委託費の中から支出すること。

(2) 「ASO GIAHS FOOD アンバサダー（※）」等と連携したPRイベントの実施

- (*) 阿蘇地域世界農業遺産（ASO GIAHS）が有する価値や魅力に共感し、それらを維持・活用する取組みを「食」を通して応援していただける料理人（パンや菓子職人を含む。）で、県が任命する者。令和7年4月現在、8名が認定されている。

ア 実施期間

契約締結後～令和8年（2026年）1月までの間に実施

イ 業務内容

(ア) 企画立案・実施運営

- ・阿蘇地域世界農業遺産の「食」をテーマにしたイベントの企画立案、

運営及び必要な調整を行うこと。

なお、グルメフェアとの組み合わせや、既に予定されているイベント等への出展も可とする。

- ・企画実施にあたっては、「ASO GIAHS FOOD アンバサダー」や阿蘇地域世界農業遺産推進協会、生産者等と連携すること。
- ・円滑に実施できる体制を作ること。

(イ) 会場の確保

イベントを円滑に実施できる場所を確保すること。

(ウ) 広報・集客業務

PR イベントへの集客を図るため、効果的な媒体で広報を行うこと。

なお、既に予定されているイベント等へ出展を行う場合は、当該イベント主催者による広報の他、SNS 等を活用して情報発信を行うこと。

(3) 自由提案事項

本業務の目的を達成するために必要な独自提案を行うこと。

(4) 目標来場者数

(1) 及び (2) のイベント参加（来場）者数合計：850 名

なお、(3) において食の体験に該当するイベント等の企画を実施する場合は、当該業務における参加人数（来場者数）を実績に含める。

(5) 留意事項等

- ・阿蘇地域世界農業遺産に係る各種資料は、必要に応じてむらづくり課から提供する。
- ・各種広報に際し、受託者が制作した記事等は、むらづくり課が所有する SNS アカウントやホームページで利用する場合がある。
- ・必要な著作権等の処理は、受託者において行うこと。
- ・専門的な内容については、各種機関へ事前に確認をとること。
- ・実施に当たっては、法令等を遵守し、必要な手続きを行うこと。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和 8 年（2026 年）2 月 27 日（金）

4 業務の管理・執行体制

- (1) 業務を適正かつ確実に執行できる体制を作ること。
- (2) 県との窓口として、常に連絡の取れるスタッフを配置すること。
- (3) スケジュールの管理を行い、適切に業務を進めること。
- (4) 進捗状況について、随時むらづくり課に報告すること。

5 作業計画

受託者は契約締結後速やかに作業計画書を作成し、県に提出する。

作業計画書には、次の事項を記載する。

- (1) 業務内容及び方法
- (2) 実施スケジュール
- (3) 組織体制図（スタッフ等の実施体制）

6 成果品

次の成果品を提出すること。

- (1) 実績報告書
 - ア 提出媒体：紙媒体 1 部、電子媒体 1 部
 - イ 記載内容（基本）：
 - (ア) 委託業務の実施内容
 - (イ) 委託業務の成果
 - (ウ) 制作物の内容（版下データ含む）
- (2) 各種制作物

7 権利

委託業務に関するすべての権利及び著作権は、熊本県に帰属する。

8 その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては、県担当職員との打合せを綿密に行い、円滑な実施に努めるものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたっては、第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により県の承諾を得たときは、この限りでない。なお、業務の主たる部分を他に委託することはできないため留意すること。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た個人情報の保護に努め、委託業務の用途以外に使用しない。
- (4) 本業務の遂行にあたっては、別記 1「電子情報に関する取扱特記事項」及び別記 2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 電子メールを外部に送信する際は、本文や添付ファイルに送るべきではない個人情報が含まれていないか、複数人によるダブルチェック等により入念な確認を行うこと。
また、電子メールを外部に一斉送信する場合には、個人情報漏えい防止のため、メールアドレスを「Ｔ○」ではなく、「ＢＣＣ」に設定すること。
- (6) 受託者は、本業務の実施に関する会計処理について、他業務等と明確に区分して行うこと。
- (7) 受託者は、本業務の実施に関する書類や会計帳簿の整備に努め、業務完了後においても 5 年間保存すること。
- (8) 受託者が本仕様書その他県の指示に従わない場合、あるいは委託内容の履行が困難であると判断される場合、県は委託契約を解除することがある。

- (9) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受託事業者が負担する。
- (10) 県は、業務の実施に当たり、受託者が必要とする資料や情報の提供等について、支障のない範囲で協力する。
- (11) 業務遂行に当たっては、国や県が定める新型コロナウイルス感染症の感染予防対策方針を遵守すること。
- (12) 本業務の遂行に当たっては、県が別に実施する阿蘇地域世界農業遺産関係業務との調整等を要する場合がある。
- (13) その他、本仕様書に定めがない事項、あるいは疑義が生じた事項については、県と受託者の協議によりこれを解決する。

電子情報に関する取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、業務に係る電子情報保全対策の重要性を認識し、業務を実施するに当たっては、電子情報（電子計算機等の内部に保存された情報及び入出力媒体に記録された情報という。以下「データ」という。）について適正に取り扱い、データの漏えい、滅失、毀損等の防止に万全の体制を構築しなければならない。また、業務の遂行に当たっては、乙は甲の指導に従うとともに、業務の従事者に対して適切な指示及び管理を行わなければならない。

（電子情報の保全）

第2条 乙は、自己の責任において、データの漏えい、滅失、毀損等を防止するため、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- （1）自己の責任においてデータ（監査を行った際の出力帳票及び入出力媒体に記憶された情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損等を防止すること。
- （2）業務において取得したデータを、全て甲に提出すること。
- （3）業務を履行する目的以外に、データを保有し、複写し、又は使用しないこと。

（秘密の保持）

第3条 乙は、いかなる場合も業務の遂行上知り得た甲の業務上の秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事する社員その他の者に対し前項に規定する義務を遵守させるため、秘密保持契約を締結させる等万全の措置を講じなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 乙は、甲の承諾なしにこの請負によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第5条 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の制限）

第6条 乙は、業務の工程の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、事前に甲に通知し、甲の書面による承諾を受けなければならない。この場合において、乙は、第三者の選任及び監督についての一切の責任を負うものとする。

2 前項の規定により乙が第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、乙は、この契約に規定する甲の権利行使を阻害しないよう、かつ、この契約に規定する乙の義務履行に違反し

ないよう、当該第三者との間で書面により約定するものとする。

（報告・調査）

第7条 甲は、乙に対して必要があると認めるときは、この契約の履行状況等について、随時に報告を求め、調査を行うことができる。

2 前条第1項の規定により、乙が第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、甲が当該第三者に対してこの契約の履行状況等について、随時に報告を求め、又は調査を行うことができるよう、乙は、当該第三者と特約を結ぶものとする。

（損害賠償）

第8条 甲は、乙がこの契約に違反することにより損害を被った場合は、当該損害につき乙に損害賠償請求をすることができるものとする。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第 2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（責任体制の整備）

第 3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の届出）

第 4 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、別添様式 1 により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、別添様式 2 によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

3 乙は、定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

（保有の制限）

第 5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、甲の指示を受け又は事前の承諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（安全管理措置）

第 6 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の安全管理のため、BCC（ブラインド・カーボン・コピー）によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサイバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定）

第 7 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ別添様式 1 により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、別添様式2によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第8 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第9 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の指示又は事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（持出しの制限）

第10 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関し取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

（再委託の禁止）

第11 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者（乙に子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

第12 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第13 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が保有した個人情報が記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。また、乙が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去・廃棄した旨の報告を別添様式3により提出するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（作業従事者への周知）

第14 乙は、作業従事者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知るこ

とのできた個人情報了他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条又は第180条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

（指示・報告）

第15 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（実地調査）

第16 甲は、必要があると認めるときは、乙における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について随時実地に調査することができる。

（事故発生時の対応）

第17 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 甲は、第1項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除及び損害賠償）

第18 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

別添様式 1 (第 4 及び第 7 関係)

年 月 日

熊本県知事 様

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
(名称及び代表者氏名)

個人情報保護責任者及び作業従事者の管理及び実施体制等について

「食」による阿蘇地域世界農業遺産情報発信業務委託契約「個人情報取扱特記事項 第 4 及び第 7」に基づき、個人情報の取扱いに係る責任者等並びに作業場所について、下記のとおり報告します。

記

1 個人情報保護責任者

所属・役職	氏 名	連絡先 (事故発生時等)

2 作業従事者

所属・役職	氏 名

※ 必要に応じて欄を追加すること。

※ 作業従事者は、当該個人情報取扱事務に照らし、必要最小限の人数とすること。また、個人情報保護責任者は当該作業従事者を確実に把握しておくこと。

3 作業場所

--

※甲の承諾を得た上で、当該作業場所にて業務を実施すること。

年 月 日

熊本県知事 様

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 (名称及び代表者氏名)

個人情報保護責任者及び作業従事者の管理及び実施体制等の変更について

「食」による阿蘇地域世界農業遺産情報発信業務委託契約「個人情報取扱特記事項 第 4 及び第 7」に基づき、年 月 日付で報告した個人情報の取扱いに係る責任者等並びに作業場所について、下記のとおり変更するため、あらかじめ報告します。

記

1 個人情報保護責任者
 (変更前)

所属・役職	氏 名	連絡先 (事故発生時等)

(変更後)

所属・役職	氏 名	連絡先 (事故発生時等)

2 作業従事者
 (変更前)

所属・役職	氏 名

(変更後)

所属・役職	氏 名

※ 必要に応じて欄を追加すること。

※ 作業従事者は、当該個人情報取扱事務に照らし、必要最小限の人数とすること。また、個人情報保護責任者は当

該作業従事者を確実に把握しておくこと。

3 作業場所
(変更前)

--

(変更後)

--

※甲の承諾を得た上で、当該作業場所にて業務を実施すること。

※上記 1～3 のうち変更のない事項については、空欄のまま提出して差し支えない。

年 月 日

熊本県知事 様

○○○○○○○○○○
（名称及び代表者の氏名）

個人情報記録された電子情報の消去等について

「食」による阿蘇地域世界農業遺産情報発信業務委託契約「個人情報取扱特記事項 第13」に基づき、個人情報記録された電子情報については、適正に消去及び廃棄したことを報告します。